

締約国に関する情報
S Y

シリア・アラブ共和国

附属書 B 1
S Y

一般情報

国内官庁の名称	Ministry of Internal Trade and Consumer Protection, Directorate of Industrial and Commercial Property Protection (Syrian Arab Republic) (国内貿易消費者保護省工業所有権保護局 (シリア・アラブ共和国))
所在地及び郵便のあて名	Rukn Aldeen Facing Ibn Alnafis, Damascus, Syrian Arab Republic
電話番号	(963-11) 516 1185
ファクシミリ装置	(963-11) 516 1144
電子メール	patentoffice@spo. gov. sy
インターネット	http://www. dcip. gov. sy
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない
シリア・アラブ共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、国内貿易消費者保護省工業所有権保護局(シリア・アラブ共和国)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)
シリア・アラブ共和国が指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	国内貿易消費者保護省工業所有権保護局(シリア・アラブ共和国)(国内段階参照)
シリア・アラブ共和国を選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 追加証
国際型調査に関するシリア・アラブ共和国の規定	なし
国際公開に基づく仮保護	なし
シリア・アラブ共和国が指定(又は選択)されている場合の有益な情報	
シリア・アラブ共和国が指定(又は選択)されている場合に発明者の氏名(名称)及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件が満たされない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし